

大阪市立図書館資料弁償内規

制 定 昭 44. 9. 1

最近改正 平 28. 3. 30

大阪市立資料弁償内規（昭和 44 年 9 月 1 日制定）を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 大阪市立図書館規則第 9 条第 2 号及び第 3 号の事由に基づく現物の弁償又は損害賠償の処理については、この内規の定めるところによる。

（弁償及び損害賠償の請求）

第 2 条 大阪市立図書館資料利用規程第 12 条第 2 項に規定する届出を受理したとき、中央図書館長（以下、館長という。）は必要がある場合すみやかに利用者（団体等においてはその代表者）に弁償及び損害賠償の請求をしなければならない。

（弁償及び損害賠償の方法）

第 3 条 弁償及び損害賠償は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 現物（同一資料）
- (2) 指定する資料の代納
- (3) その他指定する方法

2 前項の指定は館長が行う。

（弁償及び損害賠償の免責）

第 4 条 館長は、次の各号の該当する場合は弁償等の責を免ずることができる。

- (1) 当該滅失、損傷等が自然災害によるものであるとき
- (2) 当該滅失、損傷等が火災によるものであるとき（この場合はり災証明書を添付する）
- (3) その他やむを得ないと認めるとき

（施行の細目）

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、館長が定める。

附 則

この内規は、昭和 44 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭 55. 12. 3）

この改正内規は昭和 55 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平 28. 3. 30）

この改正内規は平成 28 年 3 月 30 日から施行する。